

令和7年度広島県海外スタートアップ等連携実証プロジェクト創出業務 公募型プロポーザル仕様書

1 業務名

令和7年度広島県海外スタートアップ等連携実証プロジェクト創出業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務背景・目的

本県は、令和3年度を始期とする「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」の中で、「産業イノベーション」の施策領域において、「広島の強みを生かした新成長産業の育成」の取組の一環として「環境・エネルギー分野の産業集積の促進」を掲げている。

環境・エネルギー分野の産業の成長のためには海外展開が重要であり、そのためには潜在顧客が抱えるニーズや課題解決に即した製品やサービスを、現地のパートナーとともに新たに開発し、展開していく、マーケットインの手法で進めていくことが求められている。

そこで、本業務では、現地ニーズに精通する海外スタートアップや大学・研究機関等と海外展開に意欲的な県内企業の有する優れた技術やサービスをマッチングし、現地の課題解決に取り組む実証プロジェクトを設計することで、県内企業の事業拡大及び新たな事業創出を図ることを目的とする。

4 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 環境・エネルギー分野

環境省が公表している「環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」において、環境産業と位置付ける分野（環境汚染防止、地球温暖化対策、廃棄物処理・資源有効利用、自然環境保全）

(2) 海外スタートアップ等

海外に主要拠点を有している、革新的な製品やサービスを扱うビジネスに取り組む企業や大学、研究機関

(3) 県内企業

広島県内に本社、支社、営業所その他の事業所を有している企業

(4) 支援対象企業

本業務において、6（1）のプログラムに参加する企業（20社以上）

(5) 選定企業

支援対象企業の中から選定した、海外スタートアップ等と連携した海外での具体的な実証プロジェクトの創出に向けて、ハンズオン支援を行う企業（3社以上）

(5) ひろしま環境ビジネス推進協議会

本県が、企業間連携の活発化や海外展開の促進等を目的として、平成 24 年に設立した協議会。

(参考URL)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/77/>

5 本業務の目標

本業務の目標を次のとおり定める。目標達成について、将来を見据えた効果的なプログラムを実施すること。

目標	件数
環境・エネルギー分野において、県内企業が海外スタートアップ等と連携して取り組む海外での具体的な実証プロジェクト※ ¹ の設計仕様書の数	3 件※ ² 以上

※1 連携する県内企業と海外スタートアップ等の意向確認が取れており、業務終了後においても継続的に取り組む実効性の高いものであること。

県内企業の組織内で、ビジネス化を見据えた実証プロジェクトであるということについて、決裁権者を含め理解が得られている状態であること。

※2 県内企業 1 社につき 1 件とする。

6 業務内容

以下の記載事項は最低限の要件を定めたものであり、記載事項に留意の上、本業務の目標の実現に向け、より効果的な業務となるよう企画提案すること。

(1) 実証プロジェクトの創出に向けたプログラムの運営

支援対象企業が、海外スタートアップ等との連携を通じて、新たな海外でのビジネスの可能性を顕在化させ、事業化に向けた具体的な取組としての実証プロジェクトを設計するために必要なプログラムの企画・運営及びサポートを行うこと。なお、3 件以上を目標としている実証プロジェクトの設計に向けた具体的なプログラムの企画・運営方法、サポート手法、スケジュール、K P I 等は、以下の記載事項に留意した上で、企画提案すること。

ア 支援対象企業の募集

幅広い産業分野から県内企業が本プログラムに参加できるように、受託者の独自ネットワークを活用しながら効果的に周知を行い、本業務における支援対象企業を募集すること。

支援対象企業の募集に際しては、プログラムに参加する企業の目標数（20 社以上※³）を設定し、個別訪問による参加促進を行うとともに、募集イベントを県西部（広島市等）及び県東部（福山市等）でそれぞれ最低 1 回ずつ、合計で 2 回以上開催すること。

※3 これまでの当該事業（令和 4 年度～令和 6 年度）において実証プロジェクトの設計仕様書の策定を行った県内企業を除く。

イ 支援対象企業への海外スタートアップ等との連携による新事業提案

上記アにより募集を行った支援対象企業に対して、各企業のニーズや強みを踏まえた海外スタートアップ等とのマッチングによる新たな事業展開の提案を目的とし、具体的な海外スタートアップ等や連携の成功事例の紹介等を行うセミナーや個別面談等を実施すること。また、実施回数、実施スケジュール、各回の具体的な内容及びその狙い等については、企画提案すること。なお、支援対象企業は、支援を開始する時点でひろしま環境ビジネス推進協議会（以下「協議会」という。）に入会している企業とする。

ウ 選定企業へのハンズオン支援（3社以上）

支援対象企業の中から選定企業を3社以上決定し、選定企業に対して、海外スタートアップ等との面談機会の設定や、メンター等によるハンズオン支援、海外渡航のアテンド等により、両社が連携して行う実証プロジェクトのブラッシュアップを行うこと。

なお、選定企業の決定に当たっては、実証プロジェクトが実際に選定企業の新規事業として検討が進むよう、選定企業の決裁権者からの理解を得ていることを要件とする。

エ 実証プロジェクトの設計仕様書の策定

ブラッシュアップした実証プロジェクトの内容を基に、3社以上について、選定企業と海外スタートアップ等が継続して取り組む上での設計仕様書を策定することとし、その具体的な内容については企画提案すること。

仕様書の項目例：解決すべき現地課題、ビジネスモデル仮説の全体像、実証プロジェクトの目的、実施体制、スケジュール、取組内容、資金計画

(2) 県内企業の海外進出や新規事業創出に対する機運醸成

協議会のウェブサイトでの情報発信やイベントの開催によって、本業務の概要、進捗状況や取組等について広く情報発信し、県内企業の海外進出や新規事業創出に対する機運を高める工夫を行うこと。

ア 協議会ウェブサイト等の活用による情報発信

本業務に関する新たなウェブページ（以下、新設ページという。）を作成し、本業務の概要や進捗状況、各イベント等の活動を少なくとも四半期に1回情報発信を行うこと。なお、実施に当たっては以下の事項に留意すること。

(ア) 新設ページの作成に当たっては、既存ドメイン※⁴を使用し、その他の規格等については事前に協議会と協議し同意を得ておくこと。また、協議会が定めるコンセプトに従ってデザインを製作すること。

※⁴ 既存ドメイン (<https://hiroshima-greenocean.jp/startups/index.html>)

(イ) イベント等の告知のほか、開催時の風景や参加者の声を盛り込む等、参加時のイメージや意欲の高まる内容とすること。また、交流できる場として企業の認知度を高める工夫を行うこと。

(ウ) 新設ページの具体的な構成、更新頻度、協議会ウェブサイト以外での情報発信の手段等は受託者が企画提案すること。

(エ) 新設ページ内で製作した全てのコンテンツは、本業務終了後も協議会が公開できるものとする。

イ イベントの開催

県内企業を対象として、海外のスタートアップ等との連携による新規事業創出事例や本事業の成果について周知し、海外での事業展開や新規事業創出に対する機運の醸成を目的とするイベントの開催を1回以上行うこと。また、イベントに参加をした県内企業に対してアンケートを行い、その結果を県に報告すること。

ウ 令和4年度から7年度までの選定企業向け交流会の開催

選定企業（過年度の選定企業を含む）同士が交流する機会を提供すること。また、交流会に参加をした選定企業に対してアンケートを行い、その結果を県に報告すること。

(ア) 対象企業

令和4年度から令和7年度までに選定企業として決定された企業を対象とする。令和4年度から令和6年度までの選定企業については、以下のURLを参照のこと。

令和4年度参考HP：<https://hiroshima-greenocean.jp/startups-r4.html>

令和5年度参考HP：<https://hiroshima-greenocean.jp/startups/startups-r5/>

令和6年度参考HP：<https://hiroshima-greenocean.jp/startups/index.html>

(イ) 交流会の内容

参加企業各社の環境・エネルギー分野における海外での新規事業創出に関する具体的な取組の発表や情報交換ができ、海外での事業展開等に対するモチベーション向上につながる内容とすること。

(ウ) 開催手法

オフラインでクローズ形式を原則とし、参加者が話しやすい環境を確保すること。また、会場の確保及び費用負担は受託者が行うこと。

(エ) 開催時期

令和7年度の選定企業が決定された日以降の日程で開催するものとする。

(3) その他付帯業務

ア 前月の活動報告、翌月以降の活動計画について、翌月月初5開庁日以内に県へ報告（様式任意）

するとともに、定期的に県との打合せ（1回以上/月）を主催して活動内容を共有すること。
なお、打合せの時間については、原則平日 8:30-17:15 の間で行うこと。

イ 支援対象企業と海外スタートアップ等が参加する打合せに際しては、打合せ時の通訳、協議事項の整理等、必要に応じて支援対象企業をサポートすること。

7 業務の成果品

受注者は、業務が完了したときは、速やかに本業務の業務報告書及び実証プロジェクトの設計仕様書（3件以上）を県に提出すること。

なお、業務報告書の内容は次のようなものを想定しているが、受注後に県と協議して決定する。

- ・業務の結果概要（業務の実施日時、場所、参加者、打合せ結果、プロセスK P Iに係る実績等）
- ・本業務の成果に繋がったポイント（海外スタートアップ等との連携プロセスにおける工夫等）
- ・今後、支援対象企業が実証プロジェクトを実施していくうえでの課題と提言
- ・本業務全体を通じた受注者としての課題認識と来年度以降の業務に対する県への提言
- ・その他、県が指定するもの等

8 成果品の納入場所と帰属

成果品の納入場所は、広島県商工労働局 イノベーション推進チーム 環境関連産業海外展開グループ（広島市中区基町 10 番 52 号）とする。また、本業務による成果品の著作権は県に帰属する。

9 委託料の支払い

(1) 額の確定

ア 県は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の成果が契約内容に適合するものであるか審査し、適合すると認めたときは当該年度の委託料の額を確定し、受注者に通知する。

イ 受注者は、委託料の確定額の通知を受けたときは、速やかに請求書を県に提出すること。

10 留意事項

- (1) 受注者は、業務遂行の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、委託業務終了後においても同様とする。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受注者が協議して定めるものとする。